

米の産地偽装事案について

1 経過

県は、農林水産省から米の産地偽装等に関する情報提供を受け、農林水産省と連携して9月初め以降、下記事業者に対し立入検査を行いました。

- ・三瀧商事株式会社（三重県四日市市広永町 1137 番地、以下「三瀧商事」）
- ・全国穀類工業協同組合三重県支部（支部長及び事務取扱は三瀧商事）
- ・株式会社ジャパnzeネラル（三重県四日市市新正三丁目 17 番 2 号、以下「ジャパnzeネラル」）
- ・株式会社ミタキライス（三重県四日市市広永町 1138 番地、以下「ミタキライス」）
- ・稲垣製茶株式会社（三重県四日市市日永五丁目 2 番 21 号、以下「稲垣製茶」）
- ・有限会社榊原商店（三重県四日市市川島町 1777 番地、以下「榊原商店」）

2 概要

(1) 外国産米の産地偽装

三瀧商事は、主食用として仕入れた中国産米及びアメリカ産米を、ジャパnzeネラルを介して伝票操作により国産米と偽装し、グループ会社であるミタキライスとともに一般消費者向け及び業務用として販売していました。

(2) 加工用米の主食用への転用

三瀧商事は、加工用米を取り扱う稲垣製茶及び榊原商店から加工用米を購入し、ジャパnzeネラルを介して伝票操作により主食用の国産米と偽装し、グループ会社であるミタキライスとともに一般消費者向け及び業務用として販売していました。

なお、加工用米については、全国穀類工業協同組合三重県支部を通じて購入していました。

(3) 国産米の産地偽装

三瀧商事は、多種多様の国産米を、ジャパnzeネラルを介して伝票操作で産地、産年、品種を改ざん、偽装し、ミタキライスとともに一般消費者向け及び業務用として販売していました。

* 本事案において、安全性に問題がある米穀が食用に転用されていたという事実は確認されていません。

3 行政措置

本事案は、JAS法、食糧法、米トレーサビリティ法の法令違反となります。

10月4日、広域事業者である三瀧商事及び全国穀類工業協同組合に対しては農林水産省が、県域事業者であるミタキライス、ジャパnzeネラル、稲垣製茶、榊原商店に対しては県が、各法令の規定に基づき指示、勧告、指導を行うとともに事業者名の公表を行いました。

4 今後の対応

今後の県の対応として、米流通業者に対し2から3年に一回の頻度で行っている監視指導を、全ての対象事業者（約30社）に対して年度内に特別に実施します。

また、調査結果を県ホームページにおいて公表し、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安の払拭に努めます。

三瀧商事（株）等の産地偽装等に関する米穀の流れ

